平成２３年（フ）第６５２号
新潟市中央区本町通10番町1806番地２　レジデンシャルコルベール402号、前住所新潟市東区大山１丁目10番14号
債務者　上船　広美（旧姓白倉）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　広佳
4　破産債権の届出期間　平成24年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午後１時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７７号
新潟市東区牡丹山４丁目19番10号　メゾンソレイユ206号、住民票上の住所新潟市北区松浜２丁目３番地１　Ａビル201号
債務者　福田　頼雄
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　哲也
4　破産債権の届出期間　平成24年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４７２号
神戸市須磨区高倉台２丁目15番７号
債務者　牧野　文人
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩田　満
4　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８０号
神戸市須磨区高倉台２丁目15番７号
債務者　牧野　典子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩田　満
4　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１２号
鳥取県鳥取市吉成85番地の25
債務者　松永　正
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９６号
宮崎市清武町木原7482番地１
債務者　増田かおり
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　孝浩
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月13日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９７号
宮崎市清武町木原7482番地１
債務者　増田　保
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　孝浩
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月13日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６６号
北海道上川郡美瑛町中町２丁目３番22号　グリーンハイツ３号室
債務者　藤岡　満
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月１日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９０号
北海道旭川市永山２条22丁目４番７号
債務者　佐々木昌三
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８１号
滋賀県愛知郡愛荘町長野1088番地13
債務者　上田　武志
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　大視
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３５４号
愛知県豊橋市有楽町100番地の３
債務者　落合　文恵
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口　理華
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２７８号
三重県四日市市川島町5930番地212
債務者　相馬　三生
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小貫　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４９６号
岩手県北上市上野町４丁目19番25号　アクア・リッチＣ棟202号、旧住所岩手県北上市立花24地割３番地17
債務者　姉帯　順一
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部